

# 千葉県報

定例  
令和5年5月12日

## 主要目次

○	人事委員会規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	一
○	告示 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
○	保安林の指定の解除	一
○	千葉海区漁場計画の内容等	二
○	内水面漁場計画の内容等	二
○	道路の供用開始	二
○	監査委員告示 包括外部監査人の監査の事務の補助	二
○	公告 土地改良区役員の就任	二
○	建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	二
○	都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止	二
○	人事委員会公告 令和五年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職員採用試験(獣医師、薬剤師、薬剤師(病院局)、保健師及び管理栄養士)の実施	一三
○	令和五年度千葉県職員採用試験の一部試験職種の実施取りやめ	一三
○	企業局公告 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一七
○	病院局公告 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一七
○	特定調達公告 入札公告	一八
○	落札者等の公告(三件)	一九

## 人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年五月十二日

千葉県人事委員会規則第十五号

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の十三第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「側近警衛」の下に「又は警護要則(令和四年国家公安委員会規則第十五号)第二条第一号に規定する警護対象者の身辺警護」を加え、同項第二号中「又は警護要則(令和四年国家公安委員会規則第十五号)第二条第一号に規定する警護対象者の身辺警護」を削り、同条第二項第二号中「皇族の側近警衛のうち」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

## 告示

## 示

### 千葉県告示第二百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、寄附金(株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。)の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年四月一日
ちばぎんディーシーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年四月一日
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年四月一日

### 千葉県告示第二百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
山武市蓮沼ホ字矢指二七番三五から二七番四一まで
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

千葉県告示第二百二二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により千葉県漁場計画を定めたので、千葉県漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。  
令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百三三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により内水面漁場計画を定めたので、内水面漁場計画の内容及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。  
令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百四四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年五月十五日から次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和五年五月十二日から三週間、縦覧に供する。  
令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道幕張八千代線	習志野市実籾三丁目二六番二地先から八三二番一地先まで

監査委員告示

千葉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人松本達之は、監査の事務を次のとおり補助させる。  
令和五年五月十二日

千葉県監査委員 小倉 明  
千葉県監査委員 川口 明浩

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
松原創	東京都墨田区八広三丁目四番一四号	令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで
田畑収	東京都荒川区南千住七丁目二〇番一―五〇六号	令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで
田村奈央子	東京都品川区北品川五丁目三番一―七七八号	令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで

公告

土地改良区役員の就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、香取市小見川土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があつた。  
令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

就任監事

香取市阿玉川二四一番地一

菅谷 明仁

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、県の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和六年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。  
なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。  
令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

一 施行令第六十七条の四第一項（施行令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

二 施行令第六十七条の四第二項（施行令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者

三 建設業にあつては、次のいずれかに該当する者

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

2 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

(一) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務

(二) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の義務

(三) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務

四 測量業にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

五 建築設計業（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条又は第三条の二の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

六 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二條第一項の規定による登録を受けていない者

第二 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類

一 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

申請区分	建設業者		測量等業者	
	県内	県外	県内	県外
添付書類	○	○	○	○
使用印鑑届兼委任状（別記第一号様式）	○	○	○	○
営業所一覧表（別記第二号様式）	○	○	○	○
工事経歴書（別記第三号様式）	○	○	○	○
測量等実績調査書（別記第四号様式）	○	○	○	○
登録証明書の写し	○	○	○	○
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○	○	○
納税証明書	○	○	○	○
法人の登記事項証明書（以下「法人登記事項証明書」という。）又は身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（以下「後見登記事項証明書」という。）	○	○	○	○
財務諸表	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○
障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）に定める様式第六号をいう。以下同じ。）の報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。以下同じ。）の申請者控への写し	○	○	○	○
ISOの要求事項の適合に係る登録証（以下「ISO登録証」という。）の写し	○	○	○	○
エコアクション21の適合に係る登録証（以下「エコアクション21登録証」という。）の写し	○	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○	○	○	○
建設業団体の加入証明書の写し	○	○	○	○

合併・営業譲渡履歴書(別記第五号様式)	○			
新規卒業者継続雇用申告書(別記第六号様式)	○			

備考

- 一 使用印鑑届兼委任状は、登録していない印鑑(法人にあつては、登記していない印鑑)を県との契約等において専ら使用することを希望する場合又は県外に主たる営業所を置く者が代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合に提出するものとする。
- 二 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。
- 三 県内に本店を有する建設業者が申請する場合は、工事経歴書並びに法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。
- 四 登録証明書の写しは、測量法、建築士法及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)、地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)及び補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)に基づき登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。
- 五 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しとする。
- 六 納税証明書は、全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の事業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。
- 七 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書、法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書並びに印鑑証明書の添付を省略することができる。
- 八 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要なであり、それ以外の個人にあつては、身分証明書及び後見登記事項証明書とする。
- 九 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。
- 十 印鑑証明書は、法人にあつては、代表者のものとする。
- 十一 障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控えの写しは、当該報告又は申請を行っている者のみ、当該報告書の報告者控え(職業安定所の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。)の写し又は申請書の申請者控え(報奨金の支給申請の窓口となつて

いる機関の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。)の写しを提出するものとする。

十二 ISO登録証の写しは、ISO9001又はISO14001の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。

十三 エコアクション21登録証の写しは、エコアクション21の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。

十四 建設業労働災害防止協会加入証明書及び建設業団体の加入証明書の写しは、当該組合等に加入している者のみ提出するものとする。

十五 合併・営業譲渡履歴書は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に記載されており、県内に主たる営業所を有し、及び建設業の営業年数を三年以上有する二以上の者を当事者とする合併又は営業譲渡が令和四年一月一日以前五年以内であった場合に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた者が提出するものとする。

十六 新規卒業者継続雇用申告書は、県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している者のみ提出するものとする。

十七 各証明書又は証明書の写しは、電子申請を行った日以前三箇月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

第四 資格審査の電子申請の時期  
資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。

第五 入札参加資格審査申請マニュアルの入手先  
入札参加資格審査申請マニュアルは、千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページ(<http://www.e-hiba.org>)からダウンロードする(こと)。

第六 電子申請等に使用する言語等  
電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL(ホームページのアドレスをいう。)については、この限りでない。

第七 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

第七 資格審査及び等級区分  
資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

一 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

二 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

三 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

四 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

- 1 金銭的信用
- 2 契約履行に関する誠実性
- 二 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、一のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、1の客観的事項についての審査は、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果に基づいて行うものとする。
- 1 客観的事項（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）

- 2 主観的事項
  - (一) 工事成績
  - (二) 技術職員数
  - (三) 安全対策の取組状況
  - (四) 品質管理に係る取組状況
  - (五) 環境対策に係る取組状況
  - (六) 障害者の雇用状況
  - (七) 優良建設工事表彰
  - (八) 企業連携状況
  - (九) 新規卒業業者の雇用状況
- 三 知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに原則として次の表のとおり発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

1 土木一式工事		2 建築一式工事		3 舗装工事	
発 金 額	注	発 金 額	注	発 金 額	注
	等級		等級		等級
七千万円以上	A	八千万円以上	A	二千五百万円以上	A
二千万円以上	B	二千万円未満	B	二千五百万円未満	B
五百万円以上	C	五百万円未満	C		
五百万円未満	D	五百万円未満	D		

4 電気工事	
発 金 額	注
千萬元以上	B
千五百万円未満	C

5 管・その他工事	
発 金 額	注
千五百万円以上	A
千五百万円以上 千五百万円未満	B
五百万円未満	C

5 管・その他工事	
発 金 額	注
二千萬元以上	A
五百万円以上 二千萬元未満	B
五百万円未満	C

第七に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、知事が指定する日から令和六年三月三十一日までとする。

第九 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するとともに、資格者名簿に登載するものとする。

第十 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 1 役員名簿
- 2 組合員名簿
- 3 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業者の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類
- 二 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員

に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選  
択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第十一 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者等が継続的  
な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体の資格審査及び申請方法等につい  
ては、別に知事が定めるものとする。

第十二 変更等の届出

一 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃  
止し、若しくは休止し、又は二の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ち  
に電子情報処理組織を使用して知事に変更等の届出を行わなければならない。

二 入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変  
更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に  
掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

事項	添付書類
一 商号又は名称(組織 変更を含む。)	法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の 際使用印鑑届兼委任状を提出している者において は、使用印鑑届兼委任状
二 登録の状況	登録証明書又はその写し
三 主たる営業所の所在 地、電話番号又は郵便 番号	所在地にあつては、法人登記事項証明書又はその写し 及び資格審査申請の際使用印鑑届兼委任状を提出し ている者にあつては、使用印鑑届兼委任状
四 法人の代表者	法人登記事項証明書又はその写し
五 登録している印鑑 (法人にあつては、登 記している印鑑)又は 使用印鑑	登録している印鑑にあつては印鑑証明書、使用印鑑に あつては使用印鑑届兼委任状
六 指名通知等を受ける 事務所の所在地	登記事項であれば法人登記事項証明書又はその写し
七 代理人に係る事項	使用印鑑届兼委任状

備考 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人  
登記事項証明書及び印鑑証明書を省略することができる。

第十三 入札参加資格の承継

一 入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札  
参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの  
(以下「承継人」という。)は、入札参加資格承継審査申請書(別記第八号様式)に

次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

1 当該営業の一切を承継したことを証する書類

2 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

二 一の定めによる申請があつた場合は、知事は当該申請の内容について審査し、適当  
と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登載  
するものとする。

第十四 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものと  
する。

1 第一の一から六までのいずれかに該当することとなったとき。

2 電子申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録し、又は記載したとき。

3 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。

4 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

5 電子情報処理組織を使用して知事に入札参加資格の取消しの申請を行った後、入  
札参加資格取消申請書の提出があつたとき。

二 第十二の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出  
をしないときは、知事はその者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を当該  
入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消する  
ものとする。

第十五 入札参加資格の停止

一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に  
応じ、それぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。

1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日  
から六箇月が経過する日まで

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てが行  
われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが  
行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

二 一の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加  
資格者に理由を付して通知するものとする。

第十六 資格の有効期間の更新に関する手続

資格の更新を希望する者は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資  
格、資格審査の申請時期、申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公  
告に基づき申請を行うこと。

第十七 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十八 この公告に関する問合せ先  
千葉県国土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三(二二三三)三一一三

記

第一号様式(その1)

使用印鑑届兼委任状

申請区分	
商号区分	

年 月 日

千葉県知事  
千葉県企業局長  
千葉県病院局長  
千葉県教育委員会教育長

様

所在地又は住所  
〔登記上の所在地  
又は住民票上の住所〕  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印

1 使用印鑑届  
私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はっきりと押印してください。

使用印

2 委任事項  
私は、次の者を代理人と定め、  
までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。  
この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

代理人使用印

所在地又は住所  
受任者 商号又は名称  
職 氏 名

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人選任に関する一切の権限
- (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限 (建設工事のみ)
- (6) その他前各号に附帯する一切の権限

その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

注意事項

- 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
- 2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は営業所等許可を受けた建設業に限りです。

(その2)

使用印鑑届兼委任状

申請区分	
商号区分	

年 月 日

千葉県企業局長  
千葉県教育委員会教育長

様

実印

所在地又は住所  
 [ 登記上の所在地 ]  
 [ 又は住民票上の住所 ]  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

使用印

1 使用印鑑届  
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。  
 印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項  
 私は、 から までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

第二号様式

営業所一覧表

名称	(郵便番号)所在地	電話番号	FAX番号
本店(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計	箇所		



第三号様式

## 工 事 経 歴 書

建設工事の種類	発注者	元請又は下請の別	工事名	工事場所のある都道府県名	請負代金額(千円)	工 期	
						着工年月	完成(予定)年月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月

記載方法

- 1 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前3年間に着工した主な未完成工事について記入してください。
- 2 記載件数は、最大100件としてください。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「工事名」の欄に下請工事の名称を記入してください。
- 4 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。
- 5 「工期」は、和暦で記入してください。

# 測量等実績調書

業務の種類	発注者	元請又は下請の別	業務名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金額(千円)	業務期間	
							着手年月	完成(予定)年月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月

記載方法

- この表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。
- 記載件数は、最大100件としてください。
- 下請については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「業務名」の欄に下請件名を記入してください。
- 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。
- 「業務期間」は、和暦で記入してください。

第五号様式

### 合併・営業譲渡履歴書

1 合併又は営業譲渡が行われた年月日 年 月 日

2 資格審査を受けようとする者

商号又は名称	
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

3 消滅した入札参加資格者

商号又は名称	
入札参加資格取消(申請・通知)日	年 月 日
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

注

- 1 合併契約書の写し又は営業譲渡契約書の写しを添付すること。
- 2 消滅した入札参加資格者の入札参加資格取消申請書の写し(千葉県県土整備部建設・不動産課の受付印のあるものに限る。)又は入札参加資格取消通知書の写しを添付すること。

第六号様式

### 新規卒業生継続雇用申告書

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

現在、対象となる新規卒業生を、

1  人継続雇用しており、確認書類等は、下記のとおりです。

(注)2人目まで記入、3人目以降は記入不要。

2  人継続雇用していませんが、確認書類等の提出は省略します。

(注)省略した場合は、加算対象となりません。

※1、2のいずれか該当するものに、○を付けてください。

記

↑ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

1 人目	卒業学校名		確認書類は、 ア イ ウ のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	年 月 日	
	採用年月日	年 月 日	

↑ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

2 人目	卒業学校名		確認書類は、 ア イ ウ のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	年 月 日	
	採用年月日	年 月 日	

記載要領

第七号様式

# 入札参加資格審査再審査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
番号又は名称  
代表者氏名

印

年度入札参加資格審査の結果について異議があるので再審査を申請します。

記

受付番号	( )	番
建設業許可番号		
再審査事項		
異議の内容		

- 1 申告書の提出について**  
申告書は、申告の対象となる千葉県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規空業者を継続雇用している者のみ、提出してください。
- 2 申告の対象となる新規卒業生について**  
新規卒業生とは、令和元年9月1日から令和3年8月31日までの間に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者とします。  
申告の対象となる新規卒業生は、令和3年9月1日までに採用され、申請時点においても継続して雇用されていることが必要です。
- 3 申告書の記載方法について**  
(1) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している場合は、1に○を付け□に人数を記入してください。  
また、2人目までについて、卒業学校名、卒業年月日（和暦）及び採用年月日（和暦）を記入するとともに、提出する確認書類について、ア、イ、ウのいずれかに○を付け、併せて、下記4の確認書類を提出してください。  
なお、3人目以降については不要です。  
(2) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用しているが、確認書類等の提出を省略する場合は、2に○を付け□に人数を記入してください。  
確認書類の提出を省略した場合は、加点対象となりません。
- 4 確認書類について**  
申告書に記載した者に係る次のア、イ、ウのいずれかの書類（いずれの場合もa、b、c全てが必要）を添付してください。  
ア 令和3年9月14日以前の経営事項審査に申請した者の内、対象となる従業員が技術職員名簿（20005帳票）に記載されている場合  
    a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）  
    b 経営規模等評価申請書（20001帳票）の写し  
    c 技術職員名簿（20005帳票）  
イ 健康保険加入者の場合  
    a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）  
    b 健康保険被保険者証（事業所名が記載されているものに限る。）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し  
    c 令和3年4月1日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賃金台帳）の写し  
ウ 健康保険未加入者の場合  
    a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）  
    b 雇用保険被保険者資格取得通知書の写し  
    c 令和3年4月1日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賃金台帳）の写し

第八号様式

# 入札参加資格承継審査申請書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



このたび、下記のとおり営業の一切を承継し、一般競争入札及び指名競争入札に参加しますので、資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継人の許可(登録)番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 指名通知等を受ける事務所の名称、所在地及び電話番号

都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和五年五月十四日に流山市役所第二庁舎三階三〇一会議室及び三〇二会議室(流山市平和台一丁目一番地の一)において開催予定の流山市都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったため、その開催を中止する。  
令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 人事委員会 公 告

令和五年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職員採用試験(獣医師、薬剤師、薬剤師(病院局)、保健師及び管理栄養士)の実施  
職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定により、令和五年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職員採用試験(獣医師、薬剤師、薬剤師(病院局)、保健師及び管理栄養士)を次のとおり実施する。  
令和五年五月十二日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

試験の区分、試験職種、採用予定人員及び職務の内容		試験の区分	試験職種	採用予定人員	職務の内容
試験の区分	職員採用上級試験	一般行政A	九五名程度	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		一般行政B	二五名程度	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		心理	三七名程度	主として児童指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		児童指導員	五〇名程度	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		農業	二七名程度	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		林業	六名程度	主として水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		水産	一〇名程度	主として畜産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		畜産	七名程度	主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
		農業土木	五名程度		



資格免許職 職員採用試 験	獣 医 師	昭和三十二年四月一日ま でに生まれた者で、獣医師法（昭和二十四年法律第 百八十六号）に基づく獣医師の免許を取得している もの又は令和五年度の国家試験で当該免許を取得す る見込みのもの	昭和三十二年四月一日ま でに生まれた者で、薬剤師法（昭和三十五年法律第 百四十六号）に基づく薬剤師の免許を取得している もの又は令和五年度の国家試験で当該免許を取得す る見込みのもの	昭和六十三年四月二日から平成十五年四月一日ま でに生まれた者で、保健師助産師看護師法（昭和二 十三年法律第二百三十三号）に基づく保健師の免許を取 得しているもの又は令和五年度の国家試験で当該免 許を取得する見込みのもの	昭和六十三年四月二日から平成十四年四月一日ま でに生まれた者で、栄養士法（昭和二十二年法律第 二百四十五号）に基づく管理栄養士の免許を取得し ているもの又は令和五年度の国家試験で当該免許を 取得する見込みのもの	職員採用上級試験及び資格免許職員採用試験（薬剤師（病院局）、保健師及び 管理栄養士の試験職種を除く。）にあつては日本の国籍を有しない者、地方公務員 法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び 平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の 宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できず、資格免許職 職員採用試験（薬剤師（病院局）、保健師及び管理栄養士の試験職種に限る。）に あつては同条各号のいずれかに該当する者及び同法の規定による準禁治産の宣告を 受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できない。
	保 健 師	昭和三十二年四月一日ま でに生まれた者で、獣医師法（昭和二十四年法律第 百八十六号）に基づく獣医師の免許を取得している もの又は令和五年度の国家試験で当該免許を取得す る見込みのもの	昭和六十三年四月二日から平成十五年四月一日ま でに生まれた者で、薬剤師法（昭和三十五年法律第 百四十六号）に基づく薬剤師の免許を取得している もの又は令和五年度の国家試験で当該免許を取得す る見込みのもの	昭和六十三年四月二日から平成十五年四月一日ま でに生まれた者で、保健師助産師看護師法（昭和二 十三年法律第二百三十三号）に基づく保健師の免許を取 得しているもの又は令和五年度の国家試験で当該免 許を取得する見込みのもの	昭和六十三年四月二日から平成十四年四月一日ま でに生まれた者で、栄養士法（昭和二十二年法律第 二百四十五号）に基づく管理栄養士の免許を取得し ているもの又は令和五年度の国家試験で当該免許を 取得する見込みのもの	職員採用上級試験及び資格免許職員採用試験（薬剤師（病院局）、保健師及び 管理栄養士の試験職種を除く。）にあつては日本の国籍を有しない者、地方公務員 法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び 平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の 宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できず、資格免許職 職員採用試験（薬剤師（病院局）、保健師及び管理栄養士の試験職種に限る。）に あつては同条各号のいずれかに該当する者及び同法の規定による準禁治産の宣告を 受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できない。

四 試験方法	試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法 は次のとおりとする。ただし、第二次試験は第一次試験の合格者でなければ受験するこ とができない。
	1 第一次試験 試験方法 内 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により 大学卒業程度の筆記試験を行う。 試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力について、 択一式により大学卒業程度の筆記試験を行う。 なお、出題分野は、別表のとおりとする。
論文試験	課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成 力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。
備考	一 論文試験は、第二次試験として評価する。 二 職員採用上級試験のうち、一般行政Bについては、専門試験を実施しない。 三 職員採用上級試験のうち、児童指導員については、論文試験を実施しない。 四 資格免許職員採用試験については、論文試験を実施しない。
2 第二次試験	試験方法 内 人柄、性向等について面接等による試験を行う。
適性検査	素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行 う。
3 受験資格等の調査	受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等についての調査を行う。
五 試験の期日及び場所	1 第一次試験 期 日 令和五年六月十八日（日曜日） 試 験 場 日本大学生産工学部津田沼キャンパス （習志野市泉町一丁目二番一号）
2 第二次試験	令和五年七月中旬から八月上旬までの間に千葉市内で行う。 なお、詳細は、第一次試験合格者に書面により通知する。

六 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験の区分及び試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年六月二十九日(木曜日)(予定)に千葉県のホームページ及び千葉県庁の掲示板にその受験番号を発表する。

なお、合格者には、書面により通知する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験の区分及び試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年八月下旬に千葉県のホームページ及び千葉県庁の掲示板にその受験番号を発表する。

なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

七 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験の区分及び試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、任命権者に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

なお、採用は、令和六年四月一日以降の予定であるが、大学等を卒業した者については、採用候補者名簿登載後直ちに採用されることがある。

八 受験手続

1 申込方法

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和五年五月十八日(木曜日)までに千葉県人事委員会事務局任用課(千葉市中央区市場町一番一号)まで申し出る。受験申込書は、同課宛てに提出すること。

2 受付期間

令和五年五月十二日(金曜日)から二十六日(金曜日)までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの(郵送の場合は同日までの消印のあるもの、持参の場合は同日午後五時までに持参したもの)に限り受け付ける。

九 その他

1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

3 職員採用上級試験(一般行政A及び一般行政Bの試験職種に限る。)に係る第一次試験については点字による受験を、職員採用上級試験及び資格免許職職員採用試験に

別表 係る第一次試験については拡大文字による受験を認める。点字又は拡大文字による受験を希望する場合は、千葉県人事委員会事務局任用課まで申込時に申し出ること。

試験の区分	試験職種	出題分野
職員採用上級試験	一般行政A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策及び国際関係
	心理	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法及び統計学
	児童指導員	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、及び社会調査
	農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、農業経済一般、農業政策、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、食品化学、食品加工、人間工学及び農村計画
	林業	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般及び砂防工学
	水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学及び水産利用学
	畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学及び畜産経営一般
	農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械及び農学一般
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画及び材料・施工
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備及び建築施工
	化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制



資格免許職 職員採用試 験	獣 医 師	機 械	御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工 学
薬 劑 師 (病院局)	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物 治療、法規・制度及び実務	学	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学及び臨床獣医 学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福 祉行政論	学	学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工 作
管 理 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成 り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄 養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理 論	論	

令和五年度千葉県職員採用試験の一部試験職種の実施取りやめ  
職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第七条の規定  
により、令和五年度千葉県職員採用試験のうち、次の表に掲げる試験職種に係る試験は、  
実施しない。

令和五年五月十二日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

試 験 の 区 分	試 験 職 種
職員採用中級試験	農 業 士 木 土 業 木
職員採用初級試験	農 業 業 林 業 学 化 学
資格免許職員採用試験	管理栄養士（病院局） 司 書

企 業 局 公 告

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十

七条の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する建設工事、建設工事に係る製造  
の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和六年三月三十一日まで  
の間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及  
び申請方法等について次のとおり定める。  
なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協  
定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成され  
た政府調達に関する協定の適用を受けるものである。  
令和五年五月十二日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について  
入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令  
和五年五月十二日付け千葉県公告（建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参  
加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとす  
る。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、  
知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告  
第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。  
二 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三（二二三）三一一三  
千葉県企業局管理部長 電話〇四三（二一一）八五八九

病 院 局 公 告

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十  
七条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する建設工事、建設工事に係る製造  
の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和六年三月三十一日まで  
の間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及  
び申請方法等について次のとおり定める。  
なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協  
定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成され  
た政府調達に関する協定の適用を受けるものである。  
令和五年五月十二日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について  
入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令  
和五年五月十二日付け千葉県公告（建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参  
加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとす

る。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先  
 千葉県国土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話〇四三(二二三) 三一一三  
 千葉県病院局経営管理課病院建設室 電話〇四三(二二三) 三九八五

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づいて政府調達に関する強定の適用を及ぼさない。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年5月12日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び予定数量 男性警察官用冬服上衣ほか21品目
- ① 男性警察官用冬服上衣 1, 660着
  - ② 男性警察官用合服上衣 121着
  - ③ 男性警察官用冬活動服 1, 877着
  - ④ 男性警察官用合活動服 168着
  - ⑤ 男性警察官用冬服ズボン 2, 692本
  - ⑥ 男性警察官用合服ズボン 391本
  - ⑦ 男性警察官用夏服ズボン 3, 423本
  - ⑧ 女性警察官用冬服上衣 361着
  - ⑨ 女性警察官用冬服上衣 (フラスナー貫通型) 10着
  - ⑩ 女性警察官用合服上衣 26着
  - ⑪ 女性警察官用合服上衣 (フラスナー貫通型) 10着
  - ⑫ 女性警察官用冬活動服 370着
  - ⑬ 女性警察官用合活動服 28着
  - ⑭ 女性警察官用冬服ズボン 475本
  - ⑮ 女性警察官用合服ズボン 72本
  - ⑯ 女性警察官用夏服ズボン 653本
  - ⑰ 女性警察官用冬服スカート 163着
  - ⑱ 女性警察官用合服スカート 15着
  - ⑲ 女性警察官用夏服スカート 98着
  - ⑳ 女性警察官用冬服ベスト 406着

- ㊸ 女性警察官用合服ベスト 41着
  - ㊹ 女性警察官用夏服ベスト 468着
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調達契約第二係 電話043(201)0110
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portaIPublic/>
- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年5月12日から6月2日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限  
 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年6月21日午後5時  
 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年6月21日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 令和5年6月22日午前10時 千葉県警察本部5階入札室

<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年6月2日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年6月2日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Winter Coats for Male</p>	<p>Police Officers and Twenty-one Other Items</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 21 June, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年5月12日</p> <p>千葉県企業局長 吉野 美砂子</p> <p>〔掲載順序〕</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①千葉県企業局本局新庁舎(仮称)建築工事 ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年3月3日 ④大成・旭特定建設工事共同企業体 千葉市中央区新町1, 000番地 ⑤5, 230, 500, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年1月17日</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年5月12日</p> <p>千葉県病院局長 山崎 晋一朗</p> <p>〔掲載順序〕</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①新病院医療機器整備(病理解剖関連機器) 一式 ②千葉県病院局経営管理課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和5年3月17日 ④株式会社フジタ医科器械千葉支店 千葉市若葉区加曽利町263番地1 ⑤60, 500, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年2月3日</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p>
---	--

令和5年5月12日

千葉県がんセンター病院長 藤里正規

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続  
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉県がんセンター感染性廃棄物処理業務 一式 ②千葉県がんセンター事務局 千葉県中央区仁戸名町666番地2 ③令和5年3月10日 ④株式会社ナリコー 成田市三里塚光ヶ丘1番地1, 331 ⑤41, 210, 400円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年1月27日

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 四一九円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八